

第 5 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

令和7年12月12日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和7年12月12日(金曜日)

午前9時58分開議

午前11時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第34号 指定管理者の指定について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 指定管理者の指定について

議案第37号 指定管理者の指定について

議案第38号 指定管理者の指定について

議案第39号 指定管理者の指定について

議案第48号 専決処分の報告及び承認について

議案第49号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

議案第51号 令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

議案第61号 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定について

報告第6号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて

出席委員(6人)

委員長 竹崎和虎

副委員長 坂梨剛昭

委員 緒方勇二

委員 前田憲秀

委員 杉 篤ミカ

委員 星野愛斗

欠席委員(1人)

委員 溝口幸治

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 越猪浩樹

教育理事 木山晋介

教育総務局長 加藤栄一

総括審議員

兼県立学校教育局長 重岡忠希

市町村教育局長 藤岡寛成

首席審議員

兼教育政策課長 岸良優太

学校人事課長 清塘文夫

文化課長 永田清道

施設課長 河野秀明

高校教育課長 横川修

高校教育課政策監

兼高校魅力化推進室長 永田健吾

特別支援教育課長 西坂紀彦

学校安全・安心推進課長 大塚一幸

体育保健課長 濱本昌宏

義務教育課長 梅本和高

首席審議員

兼社会教育課長 福永公彦

人権同和教育課長 角田賢治

警察本部

本部長 佐藤昭一

警務部長 渡邊一郎

生活安全部長 松見恵一郎

刑事部長 江藤真吾

交通部長 合瀬勝彦

警備部長 長尾義久

首席監察官 大島誠吾

参事官兼総務課長 東勘太郎

参事官兼警務課長 水島護

参事官

兼生活安全企画課長 福岡淳一

参事官兼刑事企画課長 益 田 栄 世  
参事官  
兼組織犯罪対策課長 平 木 強 史  
参事官兼交通企画課長 山 浦 隆 之  
参事官  
(運転免許センター長) 東 田 智 裕  
参事官兼警備第一課長 川 上 史 泰  
理事官兼会計課長 石 阪 重 徳  
理事官兼生活環境課長 馬 場 泰 臣  
理事官兼交通規制課長 大 藪 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 楨 原 俊 郎  
政務調査課主幹 坂 口 秀 樹

午前9時58分開議

○竹崎和虎委員長 ただいまから第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることとしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、越猪教育長。

○越猪教育長 おはようございます。

委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして御理解と御支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、先月の管外視察に際し、執行部の職員の同行並びに台北市政府教育局との覚書締結に御臨席いただき、ありがとうございました。この場をお借りして、改めて御礼申し

上げます。

それでは、本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、条例等関係8議案でございます。

まず、11月補正予算についてですが、追加提案分と合わせまして総額38億9,406万円余の増額補正でございます。

主な内容としましては、令和7年8月豪雨により被災した県立学校の災害復旧に要する経費や人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う職員給与費の増等でございます。

また、県立学校や県有施設の改修工事、災害復旧等に係る繰越明許費の設定及び債務負担行為の設定についてもお願いしております。

最後に、条例等議案ですが、熊本県民総合運動公園をはじめとする県立体育施設6施設の指定管理者の指定等について提案しております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく御申し上げます。

○竹崎和虎委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

11月補正予算の冒頭提案分でございます。

資料の2ページ上段をお願いいたします。

事務局費の右側説明欄の1、職員給与費の(1)教育委員会事務局職員給ですが、これは、令和7年8月豪雨に係る対応や今年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等、いわゆる給特法等の一部改正等の対応業務などの増に

より、教育委員会事務局職員の時間外勤務の予算が不足するため、増額補正をお願いするものでございます。

学校人事課の説明は以上でございます。

○永田文化課長 文化課です。

2ページの下段をお願いします。

教育施設災害復旧費の右側説明欄の1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業(令和7年8月豪雨)ですが、これは、令和7年8月豪雨による文化財の被害の復旧のため、熊本城跡ほか4件に係る崩落したのり面の補強等に要する経費でございます。

文化課の説明は以上です。

○河野施設課長 施設課です。

3ページをお願いします。

教育施設災害復旧費の右側説明欄の1、教育施設災害復旧費の(1)県立学校施設災害復旧事業ですが、これは、令和7年8月豪雨の災害復旧のため、小川工業高校実習棟及び天草拓心高校本渡校舎本泉果樹園に係る災害復旧工事に要する経費を計上するものでございます。

施設課の説明は以上でございます。

○永田文化課長 文化課です。

4ページをお願いします。

繰越明許費の補正の追加でございます。

1段目の教育費の社会教育費ですが、これは、美術館分館管理運営費、文化財保存事業及び県立美術館本館改修整備事業について、工程の変更等により、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費の設定をするものでございます。

次に、2段目、災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これは、熊本地震による文化財災害復旧事業において、自然災害等の不測の事態により、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費の設定をするもので

ございます。

文化課の説明は以上です。

○河野施設課長 施設課です。

5ページをお願いします。

1段目の教育費の高等学校費及び2段目の教育費の特別支援学校費ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築工事ほか48件及び天草支援学校長寿命化改修工事ほか14件について、入札不調により工期が確保できなかったこと及び学校活動に支障のない工法や工事時期の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

また、3段目の災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これは、小川工業高校実習棟災害復旧工事ほか24件について、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

施設課の説明は以上でございます。

○濱本体育保健課長 保育保健課です。

6ページ上段をお願いします。

教育費の保健体育費ですが、これは、県営体育施設整備事業のうち、藤崎台県営野球場に係るトイレ改修工事及びスコアボード塗装改修工事設計委託について、それぞれ利用者等に支障の少ない工法検討や工事時期等の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

6ページ下段をお願いします。

1段目の教育費の社会教育費ですが、これは、豊野少年自然の家の大規模改修工事において、自然災害等の不測の事態により、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰

越明許費を設定するものでございます。

次に、2段目の災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これは、天草青年の家の災害復旧工事において、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○永田文化課長 文化課です。

7ページをお願いします。

債務負担行為補正の追加でございませ

県立美術館展覧会開催事業ですが、令和8年7月から開催予定の県立美術館展覧会の実施に係る県負担額について、年度内に決定する必要があるため、債務負担行為の設定をするものでございます。

文化課の説明は以上です。

○河野施設課長 施設課です。

8ページをお願いします。

1段目の熊本商業高校、3段目の鹿本高校及び5段目の球磨中央高校の改修事業ですが、適正な設計工期を確保するためには、当該契約を年度内に契約締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございませ

2段目の東稜高校及び4段目の御船高校の改修事業ですが、引渡し予定時期までに工事を完了させるためには、年度内に契約締結をする必要があるため、債務負担行為を設定するものでございませ

6段目の特別支援学校仮設校舎賃借ですが、菊池支援学校及び大津支援学校の仮設校舎の賃借料について、令和8年4月からの仕様書見直しに伴う変更契約を年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございませ

施設課の説明は以上でございませ

○横川高校教育課長 高校教育課です。

9ページ上段をお願いします。

県立高等学校半導体関連人材育成事業ですが、令和8年4月からの事業実施のためには、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございませ

高校教育課の説明は以上です。

○西坂特別支援教育課長 特別支援教育課でございませ

9ページ下段をお願いします。

ほほえみスクールライフ支援事業ですが、令和8年4月からの事業実施のためには、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございませ

特別支援教育課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 保育保健課です。

10ページをお願いします。

県民総合運動公園をはじめとする県立体育施設6施設の令和8年度から令和12年度までの5年間の指定管理者への管理委託に要する経費として、債務負担行為の設定を行うものでございませ

内容につきましては、条例等議案関係でも提案しておりますので、後ほど御説明申し上げます。

体育保健課の説明は以上です。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございませ

11ページをお願いいたします。

11月補正予算の追加提案分でございませ

これは、本年の人事委員会勧告を踏まえた職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の報酬等も改定されることから、これに伴う教育政策課分の経費を増額補正として計上するものでございませ

なお、資料12ページから19ページまでに記載の各課の会計年度任用職員の報酬等に係る

経費の増額補正につきましても、同様の理由によるものでありますので、各課からの説明は省略させていただきます。

教育政策課の説明は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課です。

12ページをお願いいたします。

1段目の事務局費の右側説明欄の1、職員給与費の(1)教育委員会事務局職員給ですが、これは、本年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定及び給特法等の一部改正等による教育職員の処遇改善に伴うものでございます。

今回の給与改定につきましては、月例給を平均3.55%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げるなどの改定を行うもので、これらの改定に伴い、職員給与費の増額補正として計上するものでございます。

なお、13ページの各学校の教職員の給与費、14ページ上段の文化課、16ページ下段の体育保健課及び18ページ上段の社会教育課の職員給与費につきましても、同様の理由による増額補正を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

学校人事課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課です。

20ページをお願いします。

第34号議案から第39号議案として、熊本県民総合運動公園をはじめとする県立体育施設6施設の指定管理者の指定について提案しております。

本日は、21ページ以降の各施設の概要に沿って御説明させていただきます。

21ページをお願いします。

熊本県民総合運動公園の指定管理者の指定について御説明します。

選定の経緯につきましては、令和7年8月29日から9月29日まで公募を行い、応募のあ

った団体から提出された事業計画の下に、10月の外部有識者による県教育委員会指定管理候補者選考委員会や11月4日の県教育委員会を経て指定管理候補者を選定しております。

事業内容は、有料施設の利用の許可に関する業務のほか、記載のとおりです。

指定期間は、令和8年4月1日から5年間でございます。

なお、1の選定の経緯と2の(2)の指定期間につきましては、この後に説明します5施設も同様の内容ですので、今後の説明は省略させていただきます。

続いて、審査結果ですが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを指定管理候補者として選定しております。

選定理由としましては、多様な自主事業プログラム等により、熊本県民総合運動公園のさらなる効用の発揮について期待ができ、事業計画に沿った安定した管理運営を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているためでございます。

次に、23ページをお願いします。

熊本県営八代運動公園の指定管理者の指定について御説明します。

事業内容は、有料施設の利用の許可に関する業務のほか、記載のとおりです。

審査結果ですが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを指定管理候補者として選定しております。

選定理由ですが、従前の計画を確実に実行した実績から、今後の計画につきましても確実に実行できると予想され、施設のさらなる有効活用、価値の創造の実現が期待でき、安定した管理運営を行うために必要な職員研修制度や財政的基礎を有しているためでございます。

次に、25ページをお願いします。

藤崎台県営野球場の指定管理者の指定について御説明します。

事業内容は、施設及び設備を提供する業務

のほか、記載のとおりでございます。

審査結果ですが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを指定管理候補者として選定しております。

選定理由ですが、利用者側に立った安定的な施設運営を円滑に行い、様々な利用者層の利用促進に努めるとともに、人材育成等に力を入れているためでございます。

次に、27ページをお願いします。

熊本武道館の指定管理者の指定について御説明します。

事業内容は、施設及び設備を提供する業務のほか、記載のとおりです。

審査結果ですが、公益財団法人熊本県武道振興会を指定管理候補者として選定しております。

選定理由ですが、これまでの管理運営実績により、今後も安定的な運営が期待でき、コンプライアンスに対する意識が高く、信頼できるためでございます。

次に、29ページをお願いします。

熊本県立総合体育館の指定管理者の指定について御説明いたします。

事業内容は、体育、スポーツのための施設及び設備を提供する業務のほか、記載のとおりです。

審査結果ですが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを指定管理候補者として選定しております。

選定理由ですが、これまでの実績から、安定的な運営によりさらなる利用者拡大と施設の活用が期待でき、利用者側に立った運営を行うとともに、人材育成等に力を入れているためでございます。

次に、31ページをお願いします。

熊本県総合射撃場の指定管理者の指定について御説明します。

事業内容は、射撃競技のための施設及び設備を提供する業務のほか、記載のとおりです。

審査結果ですが、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループを指定管理候補者として選定しております。

選定理由ですが、射撃場という専門的な施設という特性を踏まえ、専門資格者を配置しているほか、鉛の回収や水質検査など、地域からの理解を得た管理運営がなされており、車椅子利用者のシミュレーションによる施設改善や暑さ対策としての会議室開放など、利用者側に立った運営を行うとともに、研修制度も体系化し、人材育成等に力を入れているためでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

資料、32ページをお願いいたします。

第48号議案、専決処分報告及び承認についてを、33ページの概要に沿って御説明します。

これは、令和7年7月に発生した教職員住宅跡地に係る敷地内の樹木の枝が腐食により折れて落下し、隣接地に駐車していた2台の車両を損傷させた事故について、損害賠償額を決定し、和解したものでございます。

損害賠償額につきましては、和解の相手方が被った損害額を支払うものであり、損害額と車両本体の時価額を比較するとともに、車両の修繕内容の確認を行い、妥当性を判断しております。

教育政策課の説明は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課です。

34ページをお願いいたします。

第61号議案として、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定についてを提案しております。

本日は、37ページの概要に沿って御説明をさせていただきます。

これは、給特法等の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備するものです。

教職調整額の引上げ、指導改善研修被認定者について、教職調整額を支給しないこと、義務教育等教員特別手当を公務類型に応じて支給すること、教育職給与表が3級、4級の者に定額を加算すること、教員特殊業務手当の日額の引上げなどを令和8年1月1日から行うものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○竹崎和虎委員長 次に、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

佐藤本部長。

○佐藤警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしまして心から御礼を申し上げます。

まず、議案概要の御説明の前に、本年10月に開催されました令和7年度第55回全国白バイ安全運転競技大会におきまして、県警察交通機動隊員が第2部で優勝を飾ることができましたことを御報告いたします。

これは、議員皆様の御支援、御理解はもとより、全国大会の前哨戦と位置づけて本年6月に開催をいたしました県大会におきまして、緒方副議長、竹崎委員長から直接激励をいただき、隊員の士気が大いに高まった結果でございます。

引き続き、県下の交通事故抑止に向け、関係機関と連携し、県警一丸となって取り組んでまいります。

それでは、今回県警察から提案しております3件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まずは、議案関係についてです。

議案第1号、令和7年度熊本県一般会計補

正予算(第7号)については、時間外勤務手当の不足見込額等1億528万円余のほか、繰越明許費及び債務負担行為の設定をお願いしております。

また、議案第49号、令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)については、追号分として、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費等10億2,721万円余をお願いしております。

次に、報告関係についてです。

報告第6号、専決処分報告については、専決処分させていただきました4件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定に関する報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎和虎委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○石坂会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の付託議案関係説明資料に基づき御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

初めに、警察予算補正の議案第1号、令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

まず、1段目の警察本部費で1億153万5,000円の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、職員の時間外勤務手当の所要額で、参議院議員通常選挙違反取締りや令和7年8月豪雨災害に伴う業務により、年間の時間外勤務手当に不足が見込まれることから、1億22万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、被服費で、警護員用出勤服の整備費130万7,000円をお願いしております。

これは、先般の豪雨災害による政府要人等の現地視察において、身辺警護を行う警護員に対し、厚手の出動服しか整備されておらず、酷暑の中、当該出動服で警護に当たっていたため、今後の警護活動における暑熱対策として、薄手のストレッチ素材の出動服を整備するものでございます。

また、3段目の警察活動費59万4,000円の説明欄、危機管理対策費に記載しております警護員用携行かばんは、身辺警護に当たる警護員が携行する無線機の資機材を収納する専用のかばんでございまして、今回、出動服と併せて整備するものでございます。

最後に、2段目の運転免許費は、高齢者講習の受講者が当初の試算よりも増加する見込みとなったため、不足する315万4,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、2ページの議案第49号、令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)追号分を御覧ください。

これは、追加提案された職員給与費等の増額でございしますが、説明欄に記載しておりますとおり、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、1の職員給与費で9億8,276万8,000円の増額をお願いしております。

また、同改定に準じて、2の警察一般管理費に記載のとおり、会計年度任用職員の報酬等について、4,444万5,000円の増額をお願いしております。

以上、議案第1号及び第49号の補正額を含めた警察費予算総額は461億8,421万6,000円となります。

最後に、3ページをお願いします。

上段の繰越明許費補正でございしますが、警察管理費で2億8,407万1,000円の設定をお願いしております。

説明欄に記載のとおり、警察棟空調設備等改修工事1億8,508万6,000円については、計画、設計の諸条件の調整に日数を要したものであり、次の山都警察署空調設備等改修工事

9,898万5,000円は、資材の入手難によるものであり、いずれも年度内に工事を完了することが困難となる可能性があるものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございします。

警察関係業務につきましては、総額9億3,179万4,000円の限度額設定をお願いしております。

これは、説明欄に記載しておりますとおり、令和8年4月1日から業務を開始する必要がある委託業務等につきまして、今年度中に契約手続を実施する必要があり、また、一般競争入札の手続に所要の期間を要することから、債務負担行為を設定するものでございます。

予算関係議案は以上でございします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大島首席監察官 監察課でございします。

報告第6号の専決処分について御報告いたします。

説明資料の6ページをお願いします。

本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関しまして、事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしました案件4件につきまして、御報告させていただきます。

事故の概要につきましては、資料のとおりですが、少し補足いたします。

番号1の事故は、単独で事件捜査中の捜査員が、信号停車の際に、前方から視線をそらし、助手席に置いていた捜査資料を確認していたところ、隣の車線で平行停車していた車両が前進を始めたことから、自分の車線も進行を始めたものと誤認し、慌てて発進させたところ、直前の車両はまだ停車中であったため、追突してしまったという事故であります。

なお、本件は、賠償額が200万円を超える

高額となっておりますが、これは、相手当事者が北陸地方に住んでおられ、当時熊本に帰省中の方であったため、当事者の治療費や車両の修理費以外に、事故車両を地元で修理するための搬送代や代車代などがかさみ、賠償額も高額となったものであります。

番号2の事故は、警ら中のパトカーがコンビニ駐車場に立ち寄った際、目の前の道路を進行する交通違反車両を現認したため、追跡のため方向変換しようと急いで後退した際、後方直近に停車していた一般車両に気づかず後退したため、同車に追突してしまったという事故であります。

このとき、助手席に同乗警察官がいましたが、進行中の違反車両の確認を続けており、後退時の後車誘導はしておりませんでした。

番号3は、自殺企図容疑の行方不明者を捜索中の捜査員が、不明者の立ち回り先として情報があつた商業施設へ急行する際、同店敷地と道路を隔てる縁石に気づかずに左折進行し、同縁石に衝突してしまったという事故です。

番号4は、逮捕状請求中の窃盗事件被疑者について、潜伏情報のあつた商業施設駐車場で、捜査員が単独で捜査車両を運転し、同所の駐車車両等を捜索中、駐車場内の左方から直進してきた相手方車両に気づくのが遅れ、衝突してしまったという事故であります。

今回専決処分となりました公用車事故4件につきましては、いずれも県側の過失が大きい事故であり、資料のとおりの賠償額で和解が成立し、加入している任意保険で全額支払い済みとなっております。

この4件の事故全てが運転者の注意不足が事故の原因となっており、避けられた事故であったと認識しております。

既に、関係する職員に対しましては、各所属や本部へ招致するなどして指導を実施済みではありますが、今後も全職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めて

まいります。

以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後警察本部に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○緒方勇二委員 5ページの施設課にお尋ねいたします。

これは入札不調になっておりますけれども、現下の情勢に鑑みて考え得ることを申し上げたいと思うんですけれども、なかなか作業員不足とか、入札条件も、物価の高騰であり、賃金の高騰もしていますし、なかなかこれは実態にそぐわない入札公告ではないのかなと思ったりもするんですけれども、これはメンバーを入れ替えて次なる入札に付されるおつもりですか。

○河野施設課長 今のは入札関係等に係る御指摘であったと思います。

今現在、入札の状況を申しますと、今年度、入札の不調、不落の件数は6件上がっております。こちらのほうにつきましては、例年とそんなに大きくは変わらないという状況にはなっております。

実際、入札の関係になってきますけれども、2回目の入札において、おおむね入札のほうは落ちる形では進んでおりますけれども、今後とも、今おっしゃったような形で入

札の不調、不落等、そういったことには留意しながら設定等を進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 1回目の入札が不調なので、2回目付して落札があったと。

○河野施設課長 はい。

○緒方勇二委員 そして、工期が足りないので繰越しをするんだという説明なんですね。

○河野施設課長 おっしゃるとおりでございます。

○緒方勇二委員 ですよ。

○河野施設課長 今おっしゃったとおり、そういった入札不調等に伴って繰越しを行うというものでございます。

○緒方勇二委員 入札不調が、まあ土木のほうも起きたりするんですけども、建築のほうで結構散見される。もうちょっと考え方を変えないかぬのじゃないかなと思うときがあるんですよ。もうちょっと諸経費の部分をしっかり見てあげるとか、情報を聞いておってですよ、あくまでも発注者側のほうが全てにおいて正しいんだという考え方に立てば、これはいつまでも入札不調というのは続くんだろうと思いますよ。

私、業界にももうちょっといろいろ意見をいただきながら、実態に照らしたことをしないと、こういう学校施設関係が不調が続くというのは、ちょっといかなものかなというふうに考えます。

その部分は要望でいいですから、その辺はちょっとうまいことやってください。

それから、すみません、続けていいです

か。

○竹崎和虎委員長 どうぞ。

○緒方勇二委員 8ページですけども、これは空調がようやく出てきました。これは、国の経済対策に呼応したやつですかね。

○河野施設課長 債務負担行為についてお尋ねかと思えます。

こちらのほうは、通常の工事におきまして、設計に係るもの、また、実施工事に係るものがございますけれども、それについて、適正工期を確保するための債務負担設定ということで、例えば、熊本商業の空調設備等で申しますと、こちらのほうが、令和8年度に設計、9年度に工事のほうを想定しておりますけれども、そういった形の整備のほうを予定させていただいているところでございます。

○緒方勇二委員 これは、それならこういう考え方でいいんですか。もともと空調はPTAが持っていた、これがいいよ更新の時期が来て、県が受け取った空調施設を更新時期が来ているから改修する工事なんですか、これは。

○河野施設課長 空調等につきまして、長寿命化工事に係る分と、おっしゃったように、以前が、空調関係ということでPTA等が設置したものの、それを県のほうに移管するといえますか、しましたところで整備のほうを行っているところでございます。

ですので、工事については、長寿命化とか、新しく大規模な改修をするときにおいては、併せて全体の見直しの工事を行った上で整備を進めているという状況でございます。

○緒方勇二委員 以前、育友会であるとかP

TAが空調費で徴収をして、生徒1人当たりとか、それから、更新のために積んでいたお金とかを全て県教育委員会が引き取って、そして更新が参ったのでやっている工事なんです、これは。

○河野施設課長 はい。そういった老朽化に伴うものでありますとか、今、学校全体が、学校の改修ということで、施設の本体自体が老朽化して、まあ40年とか50年とかたっている施設もございます。そういった部分に対して、古くなったものについては、必要に応じて全部改修するでありますとか、そういった工事でありますので、おっしゃったような形で今整備を行っているところでございます。

○緒方勇二委員 ぜひ、あのときもいろんな議論があったと思うんですけれども、PTAから移管する、所有する空調設備に対して更新がいずれ来て、みんな何千万単位で各高校、更新を控えて、持っていたお金を引き取って、順次子供たちの良質な教育環境の整備のために更新をされる工事なんだなというふうに理解するんですけれども、それと同時に、今、経済対策で、前も申し上げましたけれども、体育館の空調、それから断熱化工事がちょっと高額になるのでなかなか進まないんですという説明でしたけれども、この前も高市総理が答弁でしっかり言うておられましたので、その辺はにらんでやっぱり漸次しっかり整備していくべきだろうというふうに思いますので、その部分はよろしく願い申し上げます。

○竹崎和虎委員長 要望でよろしいですか。

○緒方勇二委員 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございました。

10ページの債務負担行為に加えて、条例についてなんですけれども、この6施設、来年度からまた5年間の指定管理に入りますという御報告がございました。

審査結果の御報告もあつたんですけれども、各施設、どれぐらい参加をされたのか、そこら辺をもう一回教えていただいていた方がいいですか。

○濱本体育保健課長 各施設、応募がありましたのは、各施設1者だけでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

まあ、点数もあつて、それなりにしっかりと審査をしていただいて、これまでの運営状況もしっかり見ての判断だと思っております。

それで、1つまた確認なんですけれども、昨年から県有施設のスポーツ施設の在り方検討会がありまして、これまでも本会議でも様々議論がありました。例えば、藤崎台球場は移転する、また、県立体育館はアリーナを目途とした建て替えをするという知事の発表がありましたですよ。

これは、来年度からこの5年間指定管理の契約をするわけなんですけれども、そういった項目は何か入っているんですかね。途中でこうなりますよ、ああなりますよ、今の議論はこうですよみたいなこと。

○濱本体育保健課長 委員が御指摘をされたようなことを踏まえまして、公募するときの条件としまして、施設の建て替え等が決定され、利用が停止になったとき等は、指定の取消しをするという条件を踏まえて公募を行っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 分かりました。

現に、指定管理者の方も、その在り方検討会にも入られている方もたしかいらっしゃったかとも思いますし、そういう意味では、大きくこの県有体育施設が変わる時期の指定管理の期間じゃないかなと思っていますので、そこもしっかり、現運用に影響がない、例えば建て替えとかになれば、様々そういう影響は出るんでしょうけれども、そこもしっかり注視した上でやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○緒方勇二委員 関連して、指定管理者のことでお尋ねするんですけども、これは、武道館以外は皆同じ方ですよ。で、得点が500満点で462点とか400点とか。これは、何点以上が、まあ1者応札でしょうけれども、何点以上ならいいんですか。8割。

それから、すみません。これは同じグループですけども、例えば、請負工事とかならば、指定管理者専任者を置かなければならないとなっているんだろうと思いますけれども、これはどういう扱いになるんですか。八代県営あるいは藤崎台、それから県立体育館、それから陸上競技場、これは、みんな組織体として専任者を置かなければならないかなっているんですか。であれば、どうなのかなというのと、これは、県民運動公園の中で「有資格者の配置や」って書いていますけれども、これは有資格者って誰ですか。誰のことをいうのか。

それから、すみません。これは25ページに出てきますけれども、「多様な人材の採用を計画しかつ人材育成に力を入れている。」と、具体的にどういうことを指すのか。

それから、27ページの「コンプライアンスに対する意識が高く、信頼できる団体であ

る。」、これは武道振興会。何ををもってコンプライアンスのことを言われているのか。

それから、総合体育館にしても、「施設改修を行うなど」、これは自ら施設改修をしているんですか。

それから、31ページになれば、「体系化し人材育成に力を入れている。」「専門資格者を配置している」と、どういう人が資格者なんです。ちょっとこの辺、つまびらかに教えてもらえますか。

○濱本体育保健課長 ちょっと質問が多いので、ちょっと頭の整理をする時間をいただければと思いますので……。

○緒方勇二委員 後で教えてもらってもいいですか。

○濱本体育保健課長 すみません。

○緒方勇二委員 どういう資格者が要るのかなとか、ちょっと想像がでけぬもんですから。防火管理者とか、そういうことかな。

○竹崎和虎委員長 時間を要するみたいなので、後ほどでよろしいですか。

○緒方勇二委員 はい、結構です。

○竹崎和虎委員長 じゃあ、後ほどよろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で教育委員会に係る質疑を終了いたします。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 すみません。1点だけ。

専決で、もういつも言うので大変恐縮です

けれども、2項目めの説明で、何か違反者を発見したのかという説明がありました。こういふときは、どうなんでしょうか、ぶつかった相手への対応も必要でしょうか、違反者というんですか、それは確保できたんですか。

○大島首席監察官 これは、事故を優先して、違反者については検挙はできておりません。

○前田憲秀委員 分かりました。

まあ、それはそれとしても、安心ではあるんですけども、運転には気をつけていただきたいんですけども、しっかり訓練も頑張っていたいただければと思います。

以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託された議案第1号、第34号から第39号まで、第48号、第49号、第51号及び第61号について、一括して採決したいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外10件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外10件は、原案のとおり可決または承認することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が1件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの概要について御説明させていただきます。

A3横で右肩に教育警察常任委員会報告資料と記載の資料を御覧ください。

なお、本件については、知事公室付から総務常任委員会に報告されるものですが、復旧、復興全般に関するプランになりますので、当常任委員会においても御報告をさせていただきます。

表面にはプランの理念や4つの柱等を、裏面には主な内容の案を記載しております。

教育政策課から、表面と教育委員会関係の主な内容を説明させていただきます。

まず、表面の1、気象情報と主な被害情報でございます。

令和7年8月豪雨は、線状降水帯が繰り返し発生し、県内では、24時間降水量が多いところで400ミリを超える記録的な大雨となりました。

11日未明から、玉名市や長洲町など5市2町に大雨特別警報が発表され、広範囲にわたって局所的に甚大な被害が生じました。人的被害が30名、住家被害が8,481棟、公共土木施設等の被害額は1,872億円余に達し、農林水産業や公共土木施設、商工業、教育関連施

設等の分野に影響が及びました。

これを受け、本県では、令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部を設置し、復旧・復興プランを策定することとしました。

2、復旧・復興プランの理念でございます。

被害への対応に関する課題検証、復旧に向けた取組に関する記録・継承、取組を庁内連携で強力に推進するものであり、県民みんなが安心して笑顔になる熊本の復旧、復興としております。

3、復旧、復興プランの4つの柱は、1被災者の救済、生活支援、2産業復興支援、3社会・産業インフラの機能回復、4防災、減災の取組みでございます。

4、今後のスケジュールでございます。

今月18日、第2回の復旧・復興本部を開催し、本プランを策定予定です。また、来年度の出水期前に進捗を確認することとしております。

裏面をお願いします。

プランの主な内容の案でございます。

4つの柱、20の項目ごとに主な課題、改善の方向性、3年間の主な取組を記載し、生活再建から産業復興、インフラ系機能回復、防災、減災までを包括的に位置づけ、迅速かつ着実な復旧、復興を目指すこととしております。

それでは、教育委員会関係の主な内容を御説明します。

まず、3つ目の柱、社会・産業インフラの機能回復の12、教育施設の復旧についてでございます。

主な課題として、被災した学校施設等の早期復旧が必要でございます。

このため、改善の方向性として、早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手するとともに、被災した学校からのニーズを的確に把握し、早期復旧を行うこととしています。

3年間の主な取組は、学校施設の復旧や県

立天草青年の家の災害復旧に取り組んでまいります。

次に、13、文化財等の復旧でございます。

主な課題としては、国・県指定文化財の復旧を行う市町村等の負担が大きいことでございます。

このため、改善の方向性として、国・県指定文化財の着実な復旧のため、市町村の計画策定等を支援することとしています。

3年間の主な取組は、市町村の状況を踏まえた必要な支援や文化財レスキューを実施してまいります。

教育政策課からの説明は以上でございます。

○東総務課長 総務課でございます。

ただいま教育政策課長から説明のありました復旧・復興プランにつきまして、警察関係内容を説明いたします。

裏面をお願いします。

警察関係では、1項目ありまして、3つ目の柱、社会・産業インフラの機能回復の16、被災地警察施設の復旧でございます。

今般の災害では、被災地に所在する上天草警察署松島交番が1.8メートルの床上浸水被害を受け、2階建て庁舎の1階部分がほぼ水没し、使用できない状態となったことから、天草の上島地域における活動拠点の早期復旧に向け、現在工事を行っているところです。

なお、復旧までの期間においては、治安維持に間隙を生じさせることがないように、移動交番車を配置するなど、交番機能の維持に努めております。

総務課の説明は以上です。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○緒方勇二委員 裏面のほうでいいんですけ

れども、4つの大きな柱の、これは受け身だなと思うのが、社会・産業インフラの機能回復の中での教育施設の復旧とか文化財等の復旧、これは、私に言わせれば、事前防災の4番目の防災、減災の取組、国土強靱化、県の計画ですね。この中に、事前防災としてこの辺のことをしっかり盛り込むべきだろうと思うんですね。

例えば、文化財のレスキュー事業をやられますけれども、多くの文化財が後背地が崖であったりとか、もう耐震性を持たない建物の中に重要文化財があるとかですね。そういうものって、事前に取り組むべきことがたくさんあるだろうと思うんですね。

これは、起きてからの対策、これは分かるんですよ、機能回復っていうのは。学校教育施設とて同じことで、早期に被災した学校施設の復旧工事に着手するスキームをつくる、これは分かるんですよ。分かるんですけれども、片方で、防災、減災の取組として、今回の反省の上に立った国土強靱化の県の計画の中で、事前防災としての位置づけを、強靱化の、そういうことをしっかり盛り込んで、ああ、これだけやっておかなければならないんだっていうことをもうちょっと表に出してきてくれたほうが、いろんな、政策スキームの中でも、予算の確保であるとか、いろんなことができるんじゃないかなと思いますので、これは要望です。

まあ、何かそういう考えに立って、これは、復旧・復興プランの中での県の国土強靱化、地域計画の中にしっかりその辺はうたい込んでいるんですということがあれば、教えてください。

○河野施設課長 復旧のほうを現在進めておるところでございますけれども、今委員がおっしゃったとおり、事前の防災対策というのは非常に重要なことと考えております。

十分な答えになっているかは分かりません

けれども、今、長寿命化工事ということで、工事を年間数校ずつ進めておる中で、そういった、若干ではありますけれども、少しずつかっていたところは若干かさ上げをするとか、そういった少しずつの工夫をしながら現在進めているところでございます。

おっしゃったように、学校によっては、浸水想定区域でありますとか、ちょっと崖地でありますとか、そういったところに近い部分もありますので、そういうところも踏まえながら、今後政策の中に生かしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○永田文化課長 文化課でございます。

事前の防災というような観点では、なかなか文化財のほうは難しいんですけども、発災直後、レスキュー事業というのを呼びかけまして、チラシとSNSで同時に救済作業に取りかかりまして、随分的に、天草を中心に救済したところでございます。

事前の防災というのは、なかなか文化財にとってはそれは難しいかなというふうに思っていますけれども、発災直後の救済措置ということで対応したところでございます。

以上です。

○緒方勇二委員 これはお願いなんですけれども、レスキュー事業はありがたいんですけども、文化財を守っていく人って、その市井の中にあって、地域の資力がもうなくなっているんですね。守っていく資力そのものが弱き力になっている。

知事は、声なき声にも手を差し伸べるとおっしゃる。文化財って、かつての地域の資力そのものを表していると思うんですね。だけど、文化的価値が高いので、どうやって守っていこうかなという、寄り来る人たちがそう思っているわけですよ。それを、被災したからというて、莫大なお金がかかったりする

わけですよ。でも、資力がないんだから、なら次善の策として何か手を打っとくべきじゃないかなと思うんです。

私、レスキュー事業というのも大切なことですよ、起きた後のことだから。だけど、起きる前に対して、少なき予算で手当てができるのであれば、取り組んでおくべきじゃないですかということも、この豪雨災害を契機に、どうあるべきなんだという、復旧・復興のプランからしても、やっぱりその辺も標準化計画の中に文化財等の位置づけがしっかり明記されることを強く要望します。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 私は、松島交番の復旧についてお尋ねしようと思うんですけれども、前回も、現場にも私お伺いをして、想像以上の被害というお話をさせていただきました。

これは、優先順位からすると、皆様方の立場からしても、最後、低いのかもしないんですけれども、復旧は、元に戻すという復旧にやっぱりなりますか。どうなんでしょうか。

○石阪会計課長 会計課でございます。

松島交番の災害復旧に関しましては、原状回復という形で現在工事を進めておりまして、来年の1月末には完成する予定でございます。

○前田憲秀委員 やっぱり原状回復ですよ。まあ、かさ上げとか、そういったのはなかなか難しいのかもしませんが、遮蔽板なるものがあるのか、何か防ぎようがあるようなのも、遠慮なくやっぱり地元から提案していただいているんじゃないかなというふうに思っております。

緊急車両の退避場所だとか、検討されてい

らっしゃると思うんですけれども、想像以上にひどかったと私は認識をしておりますので、ぜひそこら辺も遠慮なく提案していただければなと思っております。よろしくお願います。

以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かございませんか。

○緒方勇二委員 師走になりましたので、1年を振り返ってちょっとお尋ねしたいことがあるんですね。

よく悲しむべきことも起きましたね、今年も。心のケアに相努めてまいりますというような文書が届くんですね。これは、心のケアは専門の方でしょうけれども、いかほど心のケアに相努めてもらえるのか。まあ、時間軸でいうところの何か月間とか、その子が落ち

着いたからということなのか。

今年の8月15日、球磨川で、八の字堰か、下流水深3メートルか4メートルのところで、通報があってから40分後でしたかね、もう蘇生しても脳に疾患が、とても無理かなという時間帯だろうと思います。

そのことで、泳いでいた皆さん方に対する心のケアに相努めてまいりますというような報告がありましたけれども、どれほど心のケアをされていくものなのか、その辺をまず教えてください。

○大塚学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

いろんな事案が、悲しい事案が発生した際に、学校におきましては、スクールカウンセラーというのを全ての学校に配置をしておりますので、その中でまずはやっていく。それとあと、もちろん各学校には教育相談という体制づくりをしておりますので、教職員が中心となって、養護教諭または教育相談部の先生方が中心となって、それぞれの生徒たちに話を聞いたり、また、必要に応じては家庭訪問、そういったところもやっているところでございます。

いつまでするかという御質問がございましたが、例えば、いじめが発生した場合におきますと、収束して3か月というのを目途に、国のほうの基本的な方針等にも書いてありますので、そういったところ、そして、収束した後、そこで面談等をもう一度行って、本人が特に苦痛を感じていないか、そういったところを確認して、終結という形で我々は取っているところでございます。

いじめだけではございませんので、いろんなところありますので、そういったカウンセリングは、御存じのように、地震とかもトラウマで、周期に応じてまた発生したら思いつくというところもあつたりしますので、そういったところは適宜またカウンセリングをし

ながら進めているところでございます。

以上になります。

○緒方勇二委員 これは私の実体験をお話しますけどね、今から50年前ですよ。私、15歳、中学校3年です。球磨川で水難事故を起こしました。相手は亡くなりました。その頃、もう本当に、今みたいな配慮するような状況じゃないんですよ。起こしてしまった側にもね。もう翌日は全校集会ですよ。針のむしろでした。

でも、担任の先生と部活動の先生、この人たちは——今の先生方は、みんなオールラウンダーとは思ってませんけれども、当時の先生方って、向こうのお宅にも、私のほうにも——私の母なんか、この田舎にもうおられぬって言うて寝込んでしまいましたけれどもね。本当、そういう中であって、両家を行き来してしっかりつないでいただいた。

そして、私も、ずっと祥月命日参ってきましたけど、本当何度かみそり持ったか分かりません。死ぬに死に切れませんでした。本当に、そういう中であって、担任の先生等がよくしていただいたんですね、厳しくもありましたが。そして、やっと今になって人様の前で話せるようになったけれども、もう高校3年間、対人恐怖症でした。ずっとそんな感じでした。やっとうやうやって人前でもあまり緊張もせずしゃべれますけれども、常に汗が出るし、そういう状況でしたけれども、たまにフラッシュバックを起こしますよ、今もなお。

だから、ああいう、球磨川で泳ぐことを、非常に自分が子供を持ってからでもですけども、行くなとは言えないんですね。行くなとは言えないんだけれども、もう祈るしかない。だけど、学校の先生方は、本当よく仕込んでいただいたなと思うんですね。

そして、私が社会人になってからでも、ずっとうちにも来られるし、そういうことで、

そういうこともあったねって一言も触れられませんが、今年、その亡くなった方のお母さんが93歳で亡くなられたので、お参りに行きましたけどね。

本当に成績優秀で、スポーツマンで、もう本当に将来を嘱望されるような子が、相手が亡くなったから、もう本当に人が話しているのが、あいつが殺したとかね、そんなふうな声にしか聞こえない状況が長く続きました。

だから、ガイドラインに沿ってっておっしゃったけれども、だけど、その子のさまをしっかりと把握されて、やっぱり長く時間がかかると思うんですよ。特にそういうことの当事者は、事故の。

今後、球磨川で泳ぐときは、ぜひライフジャケットの着用を、もう中学生とか、高校生もかもしれぬ。小学生もかもしれぬ。やっぱりそういうことはちょっと言うべきじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○大塚学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課です。

まず、4月、5月、ゴールデンウィークが近づきますと、川とか海などのそういったところのレジャーに出かける子供たちもいると思います。文科省が中心となって文書を発出して、子供たちに啓発するようになるところで、国交省も含めて、我々のところに下りてきます。

我々も、命を守るというところで、今年度も3回ほどやはりそういったところの呼びかけを行いました。委員がおっしゃるように、ライフジャケットを着用して、危険なところは必ずそういった対策をするように、また、保護者のほうとも連携を取りながら進めるようにということで、各学校に通知をしながら、我々も呼びかけて、校長会等でも呼びかけて、事務所長会議等でも呼びかけてまいったところでございます。

以上になります。

○竹崎和虎委員長 ほかに何かありませんか。

○星野愛斗委員 警察本部の方にお伺いしたいと思います。

先月、各種メディアで報道がありました、いわゆる被疑者ノートについてお尋ねしたいと思います。

この被疑者ノートという——間違っていたらちょっと御指摘いただきたいんですけども、逮捕された被疑者の方に弁護士から差し入れられるもので、取調べの内容とか警察とのやり取りを記録するもの、弁護士と共有するものだと認識しています。

これは、被疑者が管理する前提であるという中で、夜間に被疑者の方の居室から外に出されてロッカーで管理していると、警察の方が管理しているという認識です。

まず、ここまで合ってますでしょうか。お聞きしていいですか。

○大島首席監察官 警務部参事官として、留置管理業務事務を所掌しておりますので、私が説明させていただきます。

今の説明でおおむねは大丈夫でございます。

○星野愛斗委員 ありがとうございます。

先月あったそのニュースというのが、熊本の北合志警察署でその被疑者ノートの管理が、結局夜間に警察の方の管理になってしまうというところで、不安を覚えて裁判所にその拘留場所の変更を申立てをして、それが認められて法務省管轄の刑務所に移送が認められた。ここでは、たしかノートを居室に持ち込めたと認識をしています。

ですので、それが正しければ——そもそもなぜノートを居室の外に出して管理している

のかと、あと、その管理方法は、いわゆる普通のロッカーを想像しているんですけども、そういう普通のロッカーで合っているのか、鍵はいわゆる普通の鍵でやっているのか、この辺りをお聞きしたいです。

○大島首席監察官 被疑者ノートにつきましては、留置施設内においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する保管私物に該当することから、その保管方法について、留置施設の管理運営上、必要な制限をすることができることとされております。その保管場所や出し入れの時間帯等について、必要な制限を行っております。

出し入れ時間帯であれば、被留置者が自ら私物保管庫に出し入れを行いますけれども、就寝時間前のような出し入れ時間外には、留置担当官が私物を保管庫に戻しておくこととなり、これは法令にのっとり運用だと考えております。

2つ目のロッカーにつきましては、居室の外に設置してありますけれども、施錠設備がある各個人ロッカーになっております。

○星野愛斗委員 ありがとうございます。いわゆる普通のロッカーだなということが分かりました。

これは、遡ると、昨年札幌の件で、たしか15分そのノートを回収されたからということで、いわゆる接見交通権と言われる権利が侵害されたという事件がありました。この件と今回の不安を覚えたからというその件については、同じであれば問題が起きるかなと思うんですけども、その件とは別と考えられているということよろしいですか。

○大島首席監察官 別といいますか、持ち去りの対応といいますか、判決要旨につきましては、留置施設の規律及び秩序を維持するための必要性の程度だったり、持ち去りの態

様、程度等とを比較考量して決めることが相当であるというふうにこの判決でも判示されておりますけれども、当県の場合は、先ほど説明しましたように、法令にのっとり運用をしておりますので、そこは問題はないかと考えております。

○星野愛斗委員 ありがとうございます。

問題がないということで、ただ、その被疑者の方からすれば、やっぱりその保管されているときに見えないところにある、当然警察の方も見てないと思うんですけども、であれば、もうちょっと透明性を担保したような保管の仕方があるかなと思うんですが、例えば、鍵をそのまま警察の方が持っていらしゃると、当然被疑者からは夜見えなくなるという中で、例えば、鍵を預けてしまったら、またその鍵で何かするかもというところで難しいかとは思いますが、例えば、そのロッカーの鍵のタイプをダイヤル式にして、その被疑者が行かないと開けられないようにするとか、あるいは、ちょっとコストかかるかもしれませんが、何かその指紋認証だとかの生体認証にして被疑者が行かないと開かないようにするとか、その鍵を警察の方が持って、その気になればいつでも開けられるというような体制というのは、これは変えられないんでしょうか。

○大島首席監察官 繰り返しになりますけれども、被疑者の取扱いについても、ほかの保管私物と同様に、被疑者の権利に密接に関することから、その保管方法、取扱いについては十分に配慮しており、法令にのっとり運用と考えております。

○星野愛斗委員 はい、分かりました。

でも、そうですね、先ほど申し上げた札幌の件の接見交通権だとか、その安全確保、両方難しいと思うので、被疑者の権利という

ところも、もう少し前向きに検討いただきたいというふうに思います。要望です。

○前田憲秀委員 すみません、関連で。被疑者ノートというのが、先月の13日だったですか、各紙に報道されて、私もこんなのあるんだというのを初めて知ったんですけれども、そもそもその留置または拘置されている人の人権を守らないといけない。その人が持っている私物は、ある程度、管理されるのはやむを得ないと思うんですけれども、それを、例えば警察関係、検察関係の人が閲覧するというのは、法律上何か罰則があるんですか。そもそもですけれども。

○大島首席監察官 罰則等はございません。

○前田憲秀委員 じゃあ、別に見ても、まあ守秘義務の範囲というのか、ということですよ。

今回、私が思ったのが、県の弁護士会が改善の申入れか何かをしているんですかね。それは、じゃあ、もう堂々巡りみたいな感じになるのかな。法律として、ああです、こうですっていうのではなかなか判断し難いっていうイメージでいいんでしょうか。私も、全く初めてのことだったのであれなんですけれども。

○大島首席監察官 繰り返しになりますけれども、当県警としましては、法令にのっとった運用をしておるということで答えさせていただきます。

○前田憲秀委員 分かりました。

報道でも、いろいろ言い方も、他紙では不当に回収かとか、そういうゴシックの見出しがありますよね。印象的にはあんまりよくないので、どうなのかなと私も興味を持って記事は読んだところなんですけれども、まあ、

法令にのっとって問題がないということであれば、そこはしっかり主張していただいているのではないかなというふうに思います。

捜査上では、様々人権に配慮あるんじゃないかと察する部分はありますので、そこはもう毅然と対処していただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに何かありませんか。

○前田憲秀委員 もう1点だけ、すみません。教育委員会で、昨日だったでしょうか、来年度の高校卒業式には、教育委員会からはもう参加しませんという通知をいただきました。その主な理由をちょっと教えていただければと思いますが。

○横川高校教育課長 高校教育課です。

毎年度、卒業式には、県議会の方々、そして教育委員会からも全ての県立高校に出席しておりましたけれども、一つの観点としましては、教育委員会の働き方改革ということで、業務の精選の中で、一度に50近い学校に教育委員会の課長級の職員が出向く、まあ、そこにリスクの回避という観点もあるわけなんですけれども、そういった部分と、一方で、県立学校の卒業式が、学校によってまちまちではありますが、おおむね70～80分から90分ぐらいの時間をかけて実施しております、各学校では、その後に各教室で最後のクラス単位のセレモニーといいますか、保護者の感動の場面もございまして、そういったところが学校によってはもう1時、2時と、給食も取らないままというようなところもございまして、学校の卒業式を、まあ、生徒ファーストといいますか、そこに持っていくというような観点も併せて協議しました結果、教育委員会からの出席はもうしないというふうに決め

たところでございます。

以上です。

○前田憲秀委員 分かりました。働き方改革の一環でもあるということですね。

ただ、私も議長の代理として出席をさせていただきますけれども、非常に厳粛で、熊本から巣立っていく、また、熊本にとどまる高校生の旅立ちとしては、非常に重要な一つの区切りの儀式であると思いますので、議会側としては、ぜひこれからもエールを送りに行きたいなという思いはございます。

で、日にちさえ2日間でも設けていただければ、多分議長代理が行かれない卒業式もあるんじゃないかと思うんですよ、人数的に。どうなんでしょうかね。そういったところも、漏れなくやっぱり行くべきじゃないかなと、私なんかは思っております。

教育委員会側の主張としては、それはもうやむなしというふうに理解をしますので、その分も我々がしっかりお祝いを申し述べてきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

先ほど緒方委員のほうから御質問がありました点につきまして、回答したいと思います。

幾つかございまして、点数の基準を設けているのかということですが、500点満点のうち、基準については設けておりません。結果的には8割を超えておりますが、基本的に、資格要件を満たしていることを確認の上、プレゼンテーションをしていただいて、外部有識者の意見などを聞いて総合的に判断をしているというところでございます。

2点目の専任者についてでございますが、指定管理者の要件としまして、総括管理者、防火管理者、危険物取扱者など、そういった者を置くこととすることを条件にしているというところでございます。

あと、選考委員につきましての有識者でございますが、指定管理者に係る運用指針の中には、有識者5名以上で組織すること、そして、監査法人もしくは公認会計士、税理士等の財務関係の専門を加えることというふういうたっております。

今回、5人につきましては、公認会計士、学識経験のある大学教授、県スポーツ協会からの推薦者と、あと建築士、あと社会保険労務士、以上5名の方に有識者に入って検討をしていただいたところでございます。

あと、27ページの武道館のコンプライアンスにつきましては、内容の中に安全衛生管理についてのことがうたってあったことが記憶にございますが、基本的に、法令遵守であるとか就業規則、社内規範意識とか企業倫理、そういったものを我々のとろできちんとできているというような判断でございます。

あと、改修のことでございますけれども、事業団のほうで、小規模な工事につきましては、スロープの改修とか、そういったものについては事業団の予算のほうで改修をされているところでございます。

以上、すみません、漏れていることがございましたら、またよろしくお願ひいたします。

○緒方勇二委員 ありがとうございます。

コンプライアンスのことも、それから、ちょっと気になるのが、多様な人材の採用を計画し、かつ人材育成に力を入れると。何かミズノグループとか、全国的なグループでしょうから、これは、しっかり何かやられている特出しはあるんですか。

それと、総括管理者、防火管理者、危険物

取扱管理者と、これを置くことが必須条件なんです、各施設。

○濱本体育保健課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○緒方勇二委員 はい、分かりました。

○竹崎和虎委員長 ほかにありませんか。

○星野愛斗委員 先ほどのちょっと被疑者ノートで、すみません、ちょっと気になったところが漏れてたので、1か所だけ確認したいんですが、先月の北合志警察署のところで、裁判所がなぜこれは移送できたのかと、あと、その移送した後の法務省管轄の刑務所だと居室でノートが保管できるというのは、これはなぜなのでしょう。

○大島首席監察官 なぜ移送できたかということについては、警察側からお答えすることは差し控えさせていただきます。

拘置所につきましても、他機関でありますので、その根拠等についてうちからお答えする立場にはないということです。

○星野愛斗委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○竹崎和虎委員長 なければ、私のほうから1つお尋ねをさせていただきたいと思いません。

国の来年度予算、令和8年度の当初予算を今組んでおられると思いますが、その中で、教育委員会さんのほうに係ってくるんですけども、例えば、農林水産省の事業として、経営局のほうで農業教育高度化事業というのがございまして、国の補助を使って、学校においても、畜舎の整備であったり、また、ビニールハウスの整備等に使えるような事業が

あるということでもあります。

文部科学省だけではなく、他者でもそういった事業があると伺っておるところなんですけれども、教育委員会として、取組状況であったり、考え方、お教えいただければと思います。

○横川高校教育課長 高校教育課でございます。

委員長御指摘の農業教育高度化事業あるいは農業教育の環境整備事業等につきまして、担い手支援課さんのほうから情報提供はいただいております。

農業関係高校の全てにおきまして、農業用ハウスでありますとか畜舎等の施設設備の充実というのは非常に重要な課題でございまして、一方で、なかなか財源がというところがございますので、教育委員会としまして、担い手支援課等と連携しまして、現在のところ、2月補正を見据えまして、農業教育環境整備事業のほうを使いまして施設の充実を図りたいと、準備を進めているところでございます。

以上です。

○越猪教育長 今高校教育課長から説明をいたしました。私としましては、そのあり方検討会からの提言を受けまして、産業人材育成に係る課題のみならず、地域の県立高校の魅力を増し、地域に高校を残すとともに、新しい学びをするために何をなすべきか、多様な才能がもっと彩りを持って地域を支え、そして地域や世界をリードするような人材が育つためには何をすべきかということ熟慮しているところでございます。

その考えの下には、産業界ですとか、国ですとか、大学、地方公共団体、地域の小中学校保護者、NPO法人ですとか、これはもう学習塾の教育機関等も入るかと思うんですけども、また、金融界、そういった機関との

幅広い連携、産官学公教金と申しますか、そういう中で地域の県立高校の存在意義についてお考えいただき、情報を共有させていただきたいというふうに強く思っています。

地域の維持発展の礎である人材育成に関しては、文部科学省が中心になるというのはもちろんのことではございますが、国の各省庁においてもお考えいただいているところがございますので、その情報が地域の県立高校の充実発展のために流れ込んでくるような、そういう仕組みも考えさせていただいて、尽力をしてまいりたいというふうに思っております。どうぞ御支援よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○竹崎和虎委員長 今お話にもございましたが、国土交通省、また経済産業省等、工業系、商業系含め、いろんなところで需要があるのではないかと思いますので、知事部局さんともしっかり連携して取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ほかに何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長